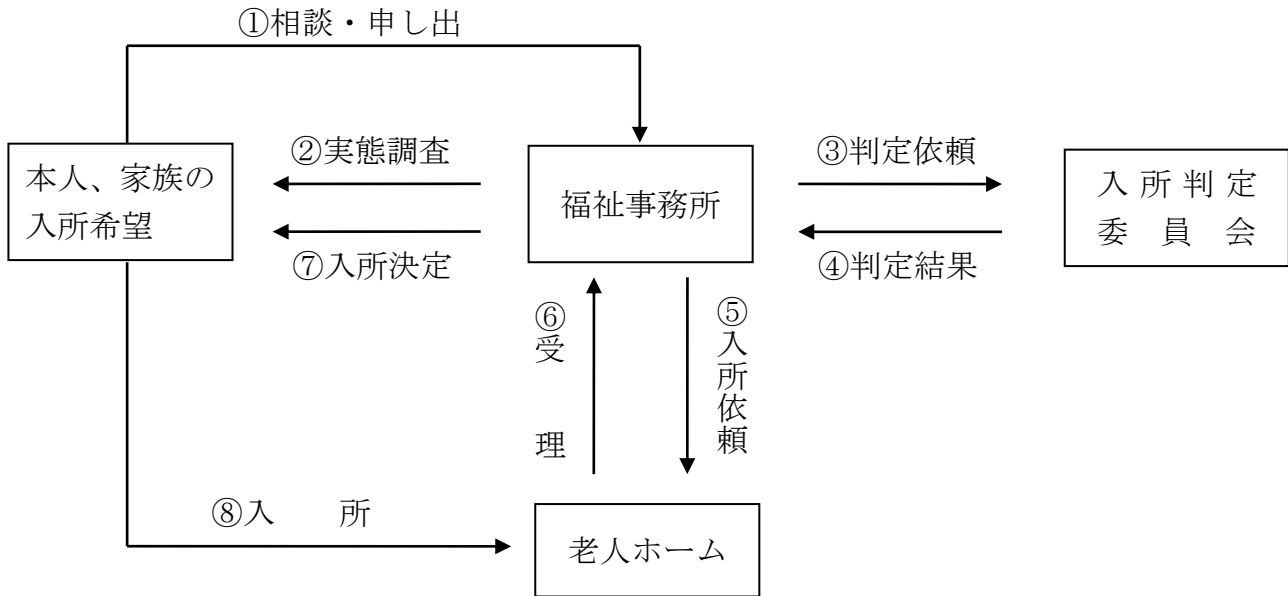


◎ 養護老人ホームの入所について

養護老人ホームの入所は、入所を希望する本人の居住地の福祉事務所を通じて行われ、次のような手続きを経て入所することになっています。



【留意事項】

- ・老人ホームが本人の家となります。(住民票を移します)
- ・老人ホームでの生活は集団生活となります。
- ・身元引受人が必要となります。(老人ホームによっては2名)
- ・老人ホームは病院ではないため、治療、リハビリはおこないません。
- ・入所後、本人が疾病のため病院にて入院加療が必要となった場合は、嘱託医等の指示により病院に入院します。このとき、入院3か月以上の長期入院となれば老人ホームは退所となります。
- ・本人及びその扶養義務者は入所費用の全部、または一部負担をする場合があります。

本人……前年の全収入額
扶養義務者……前年分所得税額及び前年度市民税額

により費用徴収額を決定